

令和7年11月14日

関係各位

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制開始の再周知について

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による災害等を踏まえ、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行されました。

この法律は、全国一律の基準で危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等による災害から国民の生命・身体等を守ることを目的としています。

本県におきましても、令和7年7月1日から県全域（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く。）を盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域に指定し、規制を開始しています。

規制開始後は、規制区域内で行われる一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積については、許可が必要となります。このため、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項説明において、規制の概要などを宅地建物取引の買主等に説明することにつきましては、引き続き、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また、規制区域内の土地の所有者や管理者等は、宅地造成等に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければならないとされているため、買主等が適切に土地の保全に努めることができるよう、重要事項説明時に当該区域内の規制の概要などを説明する際に、盛土規制法に関する情報を掲載している『[埼玉県ホームページ（宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について・埼玉県）](#)』を御案内いただきますようお願いいたします。

担 当 埼玉県 都市整備部 都市計画課
盛土規制担当 奥重、中村

電 話 048-830-5336

E-mail a5330-25@pref.saitama.lg.jp